

日本ロジスティクスファンド投資法人
第 15 回投資主総会 決議結果の概要（ご参考）
（2025 年 4 月 24 日開催）

1. 議決権の状況

議決権を有する投資主数の総数 : 10,736 名
その有する議決権の数 : 920,721 個

2. 当該決議事項の内容

第 1 号議案 規約一部変更の件

第 2 号議案 執行役員 1 名選任の件

鈴木靖一氏を執行役員に選任するものであります。

第 3 号議案 補欠執行役員 2 名選任の件

関口亮太氏及び吉川智司氏の 2 名を補欠執行役員に選任するものであります。

第 4 号議案 監督役員 3 名選任の件

大山剛氏、大井素美氏及び鴨下香苗氏の 3 名を監督役員に選任するものであります。

3. 決議事項に対する賛成及び反対の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	賛成率	決議結果
第 1 号議案	616,082	127,473	86.16%	可決
第 2 号議案	588,391	155,164	83.15%	可決
第 3 号議案 関口亮太	588,736	154,819	83.19%	可決
吉川智司	588,706	154,849	83.18%	可決
第 4 号議案 大山剛	742,201	1,349	99.85%	可決
大井素美	742,253	1,297	99.86%	可決
鴨下香苗	742,252	1,298	99.86%	可決

（注 1） 各議案の賛成率については、本投資主総会前日までの事前行使分及び当日出席した投資主のうち各議案の賛否に
関して賛成が確認できたもの、並びにみなし賛成※に関する規定の適用によって賛成とみなされた議決権の合計
数を、出席投資主の議決権総数（みなし賛成※による出席を含みます。）920,721 個で除した数値の小数第 3 位
を四捨五入して記載しています。

※本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第 93 条 1 項の規定に基づき、下記【ご参考：本投資法人
現行規約抜粋】に記載のとおり、本投資法人の規約第 15 条において「みなし賛成」に関する規定を定めています。

（注 2） 第 1 号議案は、みなし賛成による出席を含め、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席し
た当該投資主の議決権の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決としています。

（注 3） 第 2 号、第 3 号及び第 4 号議案は、みなし賛成による出席を含め、出席した投資主の議決権の過半数の賛成を
もって可決としています。

4. 本投資主総会に当日出席した投資主のうち、賛否を確認できていない議決権数の取扱いについて
本投資主総会前日までの事前行使分及び当日出席した投資主のうち賛否に関して確認できた
もの、並びにみなし賛成に関する規定の適用によって賛成とみなされた議決権の合計により、
決議事項の可決が明らかになったため、本投資主総会当日出席の投資主の議決権数のうち、
賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。

【ご参考：本投資法人現行規約抜粋】

第15条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、投信法第104条第1項（役員及び会計監査人の解任）、第140条（規約の変更）（但し、みなし賛成に関連する規定の策定又は改廃に限る。）、第143条第3号（解散）、第205条第2項（資産の運用に係る委託契約の解約に対する同意）又は第206条第1項（資産の運用に係る委託契約の解約）に係る議案の決議には適用しない。
3. 第1項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。